

福島労働局発表
令和2年3月31日

【担当】

福島労働局職業安定部

需給調整事業室

室長 菅野 義光

室長補佐 宮城 錠児

需給調整指導官 高村 正基

電話：024-529-5746（直通）

2020年（令和2年）4月1日 改正労働者派遣法が施行されます

働き方改革関連法の成立に伴い、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されます。

労働者派遣法は、企業規模に関わりなく2020年（令和2年）4月1日に施行され、改正点は以下の3点です。

1. 待遇を決定する際の規定の整備

不合理な待遇差を解消するため、「派遣先均等・均衡方式」「労使協定方式」のいずれかの方式により、派遣労働者の待遇を確保することを義務化します。

2. 派遣労働者に対する説明義務の強化

派遣労働者が不合理な待遇差を感じることをないよう、雇入れ時、派遣時、派遣労働者から求めがあった場合の派遣労働者への待遇に関する説明義務を強化します。

3. 裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備

派遣労働者に関するトラブルの早期解決を図るため、事業主と労働者との間の紛争を裁判をせずに解決する手続「行政による裁判外紛争解決手続（行政ADR）」を整備します。